

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 「日本パラアイスホッケー協会中長期基本計画」という中長期基本計画を策定している。 【審査基準(2)について】 「日本パラアイスホッケー協会中長期基本計画」を当協会HPに掲載している。 【審査基準(3)について】 事務局全員で作成の上、理事会にかけ、意見を募っている。	(1)日本パラアイスホッケー協会中長期計画 2020年度第二回一般社団法人日本パラアイスホッケー協会理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 (1)「日本パラアイスホッケー協会中長期基本計画」に人事組織の章で記述している。 【審査基準(2)について】 「日本パラアイスホッケー協会中長期基本計画」を当協会HPに掲載している。 【審査基準(3)について】 事務局全員で作成の上、理事会にかけ、意見を募っている。	(1)日本パラアイスホッケー協会中長期計画 2020年度第二回一般社団法人日本パラアイスホッケー協会理事会議事録
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)(3)について】 「日本パラアイスホッケー協会中長期基本計画」に財務の章で記述している。 【審査基準(2)について】 「日本パラアイスホッケー協会中長期基本計画」を当協会HPに掲載している。 【審査基準(3)について】 事務局全員で作成の上、理事会にかけ、意見を募っている。	(1)日本パラアイスホッケー協会中長期計画 2020年度第二回一般社団法人日本パラアイスホッケー協会理事会議事録
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準(1)(2)について】 現在、役員は理事は5名(外部2名含む)・監事2名の計7名おりそのうち3名は女性で、40%確保済み。 理事に関しても、外部理事40%を確保済み。 外部理事の割合を25%以上、女性理事の割合を40%以上とすることについては日本パラアイスホッケー協会組織規程第8条に記載済。	(1)役員名簿 (2)日本パラアイスホッケー協会組織規程 (3)日本パラアイスホッケー協会中長期計画
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準(1)(2)について】 協会関係者は少なく、評議員会はないが、今後の検討課題とする。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 アスリート委員会を新規に設置し、第1回アスリート委員会が2020年9月19日に開催された。 【審査基準(2)について】 アスリート委員会メンバーは現在男性4名であるが、積極的に活動しているアスリートは男性しかおらず、当競技の種目も一種目。出身地域ということではバランス良く選定されている。 【審査基準(3)について】 議事録を理事会に配布するなどして積極的にアスリート委員会の意見を組織運営に反映するようにする。	(1)日本パラアイスホッケー協会アスリート委員会規程 (2)アスリート委員会名簿 (3)第一回アスリート委員会議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 理事会メンバー5名。理事5名は、一部上場企業役員である理事長他、業務執行理事、ドクター、アンチ・ドーピング専門家、代表選手と多様に亘っている。	(1)役員名簿 (2)日本パラアイスホッケー協会中長期計画
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 協会組織規程第8条にて、理事の就任時年齢を65歳以下としている。	(1)日本パラアイスホッケー協会組織規程第8条
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 定款、組織規程第11条に「原則5期(一期2年)を超えて在任してはならない」と明記している。 全理事ともに2016年2月の一般社団法人化以来の理事であることから2026年に予定されているミラノパラリンピック前後に計画的に交替することを図っていく。	(1)定款、日本パラアイスホッケー協会組織規程第11条 (2)役員名簿 (3)2020年度第二回一般社団法人日本パラアイスホッケー協会理事会議事録
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 役員候補者委員会を設置することを組織規程第8条5に盛り込んだ。本年度中に適任者を選定し、同委員会を設置する。	パラアイスホッケー協会組織規程第8条 理事会議事録

## スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するためにコンプライアンス規程を整備している。	コンプライアンス規程
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 組織運営に必要な規程として日本パラアイスホッケー協会組織規程ほか右記の規程を整備している。	日本パラアイスホッケー協会組織規程 給与規程・会計処理規程・旅費等に関する規程・コンプライアンス規程・倫理に関するガイドライン・就業規則
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 その他法人業務に必要な規程として個人情報保護規程ほか右記の規程を整備している。	個人情報保護規程、危機管理規程、危機管理マニュアル、通報窓口に関する規定、
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の役職員の報酬等に関する規程としては、日本パラアイスホッケー協会組織規程第13条ほか右記の規程を整備している 2016年2月以前の任意団体時期には、理事を含む協会スタッフ全員がボランティアとして無報酬で協会運営にあたり、法人格取得後もその流れをそのまま引き継ぎ、理事は現在も無報酬となっている。	日本パラアイスホッケー協会組織規程 (第13条) 給与規程 就業規則 旅費等に関する規定(第5章)
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の財産に関する規程としては、寄付金取扱規程を整備している。 現在の財産は、流動資産しかないが、金銭と固定資産の取扱いにつき、会計処理規程に規定している。	寄付金取扱規程 会計処理規程(第4章、5章)
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 財政的基盤を整えるための規程として付随事業に関わる規程を整備している。	付随事業等に関する規程
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 代表選手選考規程を整備している。 【審査基準(2)について】 スポーツ仲裁規程および個人情報保護規程を整備している。 【審査基準(3)について】 関連規程の作成者を公平かつ合理的な過程で実践している。	代表選手選考規程 スポーツ仲裁規程 個人情報保護規程 クラブチームの登録に関する規程 2020-2021シーズン強化事業実施要綱 強化指定選手等選考規程
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 独自の審判員制度を持たない団体には適用されないとご指摘頂いた(審判員は日本アイスホッケー連盟の有資格者であり、JIHFの規程等に準拠する)	
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	【審査基準(1)(2)について】 現状では、日本財団パラリンピックサポートセンター(パラサポ)の支援により、法務相談を受けられる体制にある。 加えて、2020年9月より弁護士への相談ルートを確認。	コンプライアンス委員会名簿 協会組織図
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準(1)(2)(3)について】日本パラアイスホッケー協会組織規程を整備し、コンプライアンス委員会を設置した。 2020年10月末に女性および弁護士を含む委員を選定し、第一回委員会を開催した。 詳細な運用を含むコンプライアンス委員会規程を本年度中に作成予定。	日本パラアイスホッケー協会組織規程 コンプライアンス委員会名簿 2020年第一回コンプライアンス委員会議事録
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 同上	同上
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 2020年11月以降に、JPCが主催するインテグリティ研修会(オンデマンド)を受講、補完研修を2021年2月に実施済み。	令和2年度JPCインテグリティ研修会 実施要項
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 同上	同上

## スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	協会登録の審判員は、JPCが主催するインテグリティ研修会（オンデマンド）を受講予定。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法務に関しては、大谷和彦弁護士（大谷&パートナーズ法律事務所）にボランティアベースで協会の法務関係のアドバイスをいただけるよう依頼し、快諾済み。2021年2月には合宿中に同弁護士を講師としてコンプライアンス研修を実施している。 税務・会計に関しては、顧問会計士を採用して日常的にサポートを受ける体制を構築済みであり、会計上、税務上不明な点を日々相談している。	一般社団法人日本パラアイスホッケー協会組織図 コンプライアンス委員名簿
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準(1)(2)(3)について】 会計処理規程を整備し、四半期ごとに監事が会計帳簿を確認している。 各事業年度毎に監査報告書を作成している。	会計処理規程 役員名簿 監査報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)について】 会計処理規程および倫理に関するガイドラインを整備している。	会計処理規程 倫理に関するガイドライン
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 協会HPにおいて決算書および事業報告書を開示している。	2019（平成31）年度決算書 2019年度事業報告書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 協会HPにおいて選手選考規程を開示し、選考された選手を掲示している。	代表選手選考規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 2020年度が適合性審査対象団体に指定されているため、審査終了次第、HPにて審査結果などの情報開示を2021年1月末を目処に行う予定。	自己説明公表様式
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)について】 会計処理規程を整備、協会組織規程第14条に理事の利益相反取引につき規程している。 【審査基準(2)について】 コンプライアンス規程第9条にて「利益相反の防止及び開示」を規定している	コンプライアンス規程（第9条） 組織図、会計処理規程 協会組織規程、 利益相反ポリシー
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 利益相反ポリシーを新規に策定し、理事会で承認した。	利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準(1)～(4)について】 通報窓口に関する規程を整備し、関係者に配付している。 【審査基準(5)について】 2021年2月に実施予したインテグリティ補完研修会の中で徹底した。	通報窓口に関する規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準(1)について】 通報制度の運用体制を弁護士を中心に整備している。	通報窓口に関する規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準(1)～(4)について】 処分規程を制定し、関係者に配布している。	処分規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準(1)について】 処分の審査については、コンプライアンス委員会が中立かつ公平に審査し理事会に答申する（処分規程）。協会組織規程第23条にコンプライアンス委員会の構成を記載した。	処分規程 日本パラアイスホッケー協会 組織規程第23条 コンプライアンス委員会名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準(1)(2)(3)について】 スポーツ仲裁規程を整備している。	スポーツ仲裁規程 処分規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準(1)について】 スポーツ仲裁規程を整備し、関係者に配付している。	スポーツ仲裁規程

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準(1)について】 危機管理規程を整備し、危機管理体制を構築している。</p> <p>【審査基準(2)について】 危機管理マニュアルを整備している。</p> <p>【審査基準(3)について】 危機管理マニュアルで一連の流れを策定している。</p> <p>【審査基準(4)について】 危機管理マニュアルにおいて緊急対策本部あるいは第三者委員会の設置を定めている。</p>	危機管理規程 危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準(1)について】 危機管理規程および危機管理マニュアルで構築しているが、現時点までに不祥事の発生は無し。</p>	危機管理規程 危機管理マニュアル
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準(1)について】 危機管理マニュアルで第三者委員会の設置を提言しているが、現時点までに不祥事の発生は無し。</p>	危機管理マニュアル (第6条)
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>【審査基準(1)(2)(3)について】 現時点で地方組織は無く、当該審査項目を自らに適用することが合理的でないと考える。 地方組織はないが、協会下部組織としてのクラブチームに関しては、その登録に関する規程を整備し、スポーツ庁やJPCからの情報を共有し、感染症対策などを指導している。</p>	クラブチームの登録に関する規程 感染症対策および緊急事態宣言解除後の活動再開時指導
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>【審査基準(1)について】 同上</p>	感染症対策および緊急事態宣言解除後の活動再開時指導